

# 呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、呉市立呉高等学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書について、呉市教育委員会が定める教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、適正かつ公正な採択手続を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 校長は、前条の目的を達成するため、学校に選定委員会を置く。

2 校長は、教科用図書に係る専門の事項を調査・研究させるため、学校に調査・研究委員を置く。

## (選定の指示)

第3条 教育長は、選定委員会に、採択基本方針及び採択日程を示し、教科用図書の選定を指示する。

## (選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、発行種目ごとに教科用図書を選定し、選定理由書を教育長に提出する。

2 選定委員会は、前項の事務を行うため、採択基本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究するに当たっての観点を示す。

## (選定委員)

第5条 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、校長、教頭及び事務長とする。

2 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

3 選定委員会において、校長は、事務を総理し、その代表となる。

4 選定委員会において、教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、校長が招集し、校長がその議長となる。

2 会議は、選定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

## (調査・研究委員)

第8条 調査・研究委員は、第4条第2項に規定する観点に基づき、教科用図書について専門的な視野から十分かつ綿密に調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

2 調査・研究委員は、教員のうちから、校長が指名する。ただし、選定委員及び採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

## (雑則)

第9条 選定委員会は、第4条に規定する所掌事務を行うため、教育部学校教育課と必要な連携を行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。